

承継許可書添付書類確認書

の付いている書類をご確認ください。

戸籍謄本(前使用者・承継者及び同意者の親族関係がわかるもの。ただし本籍が泉大津市の戸籍については提出不要です。)

承継者が配偶者または子の場合、前使用者の出生から死亡までの戸籍謄本(子が全員記載されているもの)を提出してください。

また、承継者が現在別の戸籍に記載されている場合、その戸籍についても必要です。

なお、同意者が死亡している場合、死亡事項が記載されている戸籍謄(抄)本を提出してください。

同意書

承継者を除く、前使用者の配偶者及び子全員の同意が必要です(死亡している場合を除く)。国外に住んでいる、連絡がとれない、疾病等で同意の意思表示が出来ない等の理由で同意が得られない場合は、誓約書を追加してください。

誓約書

同意を得られない者がいる場合や特別な事情がある場合は墓地担当者へ相談し、その理由を記入した上で承継者より誓約書を提出してください。

印鑑登録証明書

承継者及び同意者全員分の印鑑登録証明書の原本を提出してください。

公園墓地使用許可証

承継者について

墓地を承継できるのは、原則前使用者の子または配偶者です。例外として、子及び配偶者が全員死亡しているか、墓地の管理が不可能である場合は、以下の順位に基づいて承継することができます。

- ①前使用者の孫
- ②前使用者の兄弟姉妹
- ③その他の親族

この場合、同順位以上の者の同意が必要になります。

備考欄

上記の内容を確認しました。
